

キ 国は、肝炎患者等が不合理な処遇、待遇を受けることなく社会において安心して暮らせるよう、肝炎患者等の意見を聴取しながら人権についての普及啓発及び情報提供を推進する。⇒第9(1)②への移動が可能

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

① 今後の取組の方針について

ア 肝炎患者等やその家族が、肝炎と向き合いながら治療を含む生活の質の向上に取り組めるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。

イ 肝炎患者等が不合理な取扱いを受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不合理な取扱いを解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める。

② 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記の事項について取り組む必要がある。

ア 国は、都道府県と連携して、肝炎患者等やその家族等の不安を軽減するための情報提供、及び肝炎患者等やその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場の提供を推進する。

イ 国は、肝炎患者等支援対策事業を活用した肝炎患者等の支援策の具体例について、分かりやすい事例集を作成し、都道府県へ配布する。

ウ 国は、肝炎情報センターにおいて、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、積極的に情報提供が行われるよう要請する。

エ 国は、地方公共団体と連携して、法務省の人権擁護機関相談窓口の周知を図る。

(2)(5) 肝硬変、肝がん患者に対する支援

① 肝硬変、肝がん患者の置かれている現状と今後の取組の方針について

肝硬変、肝がんは根治的な治療法が少ないことから、現在、効果の可能性のある発がん抑制剤の認可、インターフェロン少量長期投与の医療費助成などがあるが、これまでのウイルス肝炎対策は重症化しないための医療費助成に重点が置かれ、重篤化した肝硬変以降の患者に対する支援の在り方については殆ど検討されてこなかった。

他方、肝硬変・肝がんに進展した患者は、重篤化するほど多くの治療費を要するうえ、我が国における肝硬変・肝がん患者の多くは60歳以上の年金生活者であり、病状が進むほど生活が困窮する状況にある。更に、高齢化に伴い専門医療機関への通院自体が困難になっており、最寄りの医療機関などで適切な治療を受けないまま病状を悪化させ、或いは、肝がんの発見を遅らしてしまう状況にある。

これらを改善するため、医療費及び生活費の支援、医療体制の改革を早急に実施する必要が存するのであって、そのため、以下の取組を講じていく。

肝炎から進展する肝硬変、肝がんは、根治的な治療法が少なく、このため、肝硬変、肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じていく。

② 今後取組が必要な事項について

ア 肝硬変、肝がんを含む肝疾患については、医療従事者への研修、及び「肝炎